3　前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二　前項第三号に規定する補償金のうち不確知立木持分に係るものの額については、不確知立木持分に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。

三　前項第三号に規定する補償金のうち不確知土地使用権に係るものの額については、森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格に相当する額とすること。

四　前項第三号に規定する支払の時期は、同項第四号に規定する伐採の時期の開始する日の前日までとすること。

（裁定の効果）

第十条の十二の六　都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者及び第十条の十二の三の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によってその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2　前条第一項の裁定について前項の規定による公告があったときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得する。

（供託）

第十条の十二の七　第十条の十二の五第一項の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を不確知森林共有者等のために供託しなければならない。

2　前項の規定による補償金の供託は、当該共有者不確知森林の所在地の供託所にするものとする。

（裁定の失効）

第十条の十二の八　第十条の十二の五第一項の裁定の定めるところにより不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得した確知森林共有者がその裁定において定められた補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、その裁定は、その時以後その効力を失う。

第三十九条の五に次の一項を加える。

3　地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下この項において「機構」という。）は、前項の指定を受けたときは、速やかに、同項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る協議（機構にあつては、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十三条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）の申入れをするよう努めるものとする。

第百九十一条の六を第百九十一条の九とし、第百九十一条の五を第百九十一条の八とし、第百九十一条の四中「国」を「第百九十一条の四及び第百九十一条の五に定めるもののほか、国」に改め、同条を第百九十一条の七とする。

第百九十一条の三の次に次の三条を加える。

（林地台帳の作成）

第百九十一条の四　市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となつている民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

一　その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二　その森林の土地の所在、地番、地目及び面積

三　その森林の土地の境界に関する測量の実施状況

四　その他農林水産省令で定める事項

2　林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3　前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第百九十一条の五　市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2　市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3　前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置）

第百九十一条の六　森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

2　市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。

3　市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

4　市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

第二百六条中「百五十万円」を「三年以下の懲役又は三百万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは」を「土石又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に改め、「命令」の下に「（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）」を加え、同号を同条第四号とする。

第二百十条及び第二百十一条を削る。

第二百九条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十条の八第二項」を「第十条の八第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十条の八第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百九条を第二百十条とし、第二百八条を第二百九条とし、第二百七条を第二百八条とする。

第二百六条の次に次の一条を加える。

第二百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十四条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

二　第三十四条第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者

三　第三十八条第一項の規定による命令、同条第二項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。）又は同条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第二百十二条を第二百十一条とする。

第二百十三条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「第二百九条」を「第二百十条」に改め、同条に次の一項を加える。